

議案第 70 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第78項中「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第80項とし、同表第77項中「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第79項とし、同表第76項中「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第78項とし、同表第75項中「第73項」を「第75項」に、「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第77項とし、同表第74項中「第67項」を「第69項」に、「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第76項とし、同表第73項中「第68項」を「第70項」に改め、同項を第75項とし、同表第72項中「第67項」を「第69項」に改め、同項を第74項とし、同表第71項中「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第73項とし、同表第70項中「第68項第1号」を「第70項第1号」に、「第68項第2号」を「第70項第2号」に、「第69項第2号」を「第71項第2号」に改め、同項を第72項とし、同表第69項中「第67項」を「第69項」に改め、同項を第71項とし、第68項を第70項とし、第67項を第69項とし、同表第66項中「第64項第2号」を「第66項第2号」に改め、同項を第68項とし、同表第65項中「第63項第1号」を「第65項第1号」に、「第64項第2号」を「第66項第2号」に改め、同項を第67項とし、第61項から第64項までを2項ずつ繰り下げ、同表第60項中「第55項及び第56項」を「第57項及び第58項」に改め、同項を第62項とし、同表第59項中「第55項」を「第57項」に改め、同項を第61項とし、同表第58項中「第56項」を「第58項」に改め、同項を第60項とし、同表第57項中「第55項」を「第57項」に改め、同項を第59項とし、第44項から第56項までを2項ずつ繰り下げ、第43項を第44項とし、同項に次の1項を加える。

45 建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
--	----------------

別表第3中第42項を第43項とし、第12項から第41項までを1項ずつ繰り下げ、同表第11項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を第12項とし、同表第10項の次に次の1項を加える。

11 建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件につき 33,000円
--	---------------

別表第3備考第3項中「第55項から第61項まで」を「第57項から第63項まで」に改め、同項第1号中「第57項から第60項まで」を「第59項から第62項まで」に改め、同項第2号中「第55項から第60項まで」を「第57項から第62項まで」に改め、同項第3号中「第55項から第59項まで及び(2)」を「第57項から第61項まで及び前号」に改め、同表備考第4項中「第62項から第66項まで」を「第64項

から第 68 項まで」に改め、同表備考第 5 項中「第 67 項から第 71 項まで」を「第 69 項から第 73 項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 70 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る建築の認定の申請に係る手数料及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建設の許可の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。